		②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表２に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．ＬＥＤモジュール及びＬＥＤモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表３に示された種別ごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．ＬＥＤモジュール及びＬＥＤモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。

備考）１　「平均演色評価数Ra」の測定方法は、ＪＩＳ　Ｃ　7801（一般照明用光源の測定方法）及びＪＩＳ　Ｃ　8152―２（照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測定方法―第２部：ＬＥＤモジュール及びＬＥＤライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

２　「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のＬＥＤモジュールの寿命及び同一形式のＬＥＤモジュール用制御装置の寿命の残存率が50％となる時間の平均値をいう。

なお、「ＬＥＤモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたＬＥＤモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（ＬＥＤモジュールの規定光束）の80％未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「ＬＥＤモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、ＬＥＤモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表１　道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分		設計条件タイプ	標準皮相電力
連続照明	a	２車線　路面輝度　1.0cd／㎡　歩道有り	125ＶＡ
	b	２車線　路面輝度　1.0cd／㎡　歩道無し	
	c	３車線　路面輝度　1.0cd／㎡　歩道有り	180ＶＡ
	d	３車線　路面輝度　1.0cd／㎡　歩道無し	
	e	２車線　路面輝度　1.0cd／㎡　高規格	175ＶＡ
	f	２車線　路面輝度　0.7cd／㎡　歩道有り	95ＶＡ
	g	２車線　路面輝度　0.7cd／㎡　歩道無し	
	h	３車線　路面輝度　0.7cd／㎡　歩道有り	125ＶＡ
	i	３車線　路面輝度　0.7cd／㎡　歩道無し	
	j	２車線　路面輝度　0.7cd／㎡　高規格	120ＶＡ
	k	平均路面輝度　0.5cd／㎡　歩道有り	70ＶＡ
	ℓ	平均路面輝度　0.5cd／㎡　歩道無し	
歩道照明	―	平均路面照度　5lx	20ＶＡ
	―	平均路面照度　10lx	40ＶＡ
局部照明	m	十字路（２車線×２車線）20lx	160ＶＡ
	n	十字路（２車線×２車線）15lx	125ＶＡ
	o	十字路（２車線×２車線）10lx	95ＶＡ
	p	十字路（４車線×２車線）20lx	連続照明用　125ＶＡ
			交差点隅切り部用　120ＶＡ
	q	十字路（４車線×２車線）15lx	連続照明用　95ＶＡ
			交差点隅切り部用　95ＶＡ
	q’	十字路（４車線×２車線）10lx	連続照明用　70ＶＡ
			交差点隅切り部用　70ＶＡ
	r	十字路（４車線×４車線）20lx	連続照明用　125ＶＡ
			交差点隅切り部用　120ＶＡ
	s	十字路（４車線×４車線）15lx	連続照明用　95ＶＡ
			交差点隅切り部用　95ＶＡ
	t	十字路（６車線×４車線）20lx	連続照明用　125ＶＡ
			交差点隅切り部用　120ＶＡ
	u	十字路（６車線×４車線）15lx	連続照明用　95ＶＡ
			交差点隅切り部用　95ＶＡ
	―	Ｔ字路（２車線×２車線）20lx	95ＶＡ
	―	Ｔ字路（２車線×２車線）15lx	70ＶＡ
	―	Ｔ字路（２車線×２車線）10lx	70ＶＡ
	―	Ｔ字路（４車線×２車線）20lx	連続照明用　125ＶＡ
			交差点隅切り部用　120ＶＡ